

「シンポジウム」

台湾総督府文書研究の将来展望

東 山 京 子

台湾総督府文書の目録編纂

中京大学社会科学研究所（以下、「本研究所」と表記する）が、昭和五七（一九八二）年から台湾総督府文書の調査研究を始めて今年度で三七年目に入る。本研究の成果としては、まず、現在中京大学法学部教授であり本研究所の檀山幸夫所長が台湾総督府編纂『台湾総督府公文類纂』目録（一）を昭和五九（一九八四）年二月に上梓（『社会科学研究』第四巻第1号）してから、本目録（十二）を平成元（一九八九）年二月に刊行（『社会科学研究』第一〇巻第2号）するまで継続して調査研究を行ってきた。こうして、この二冊の目録刊行を終えるとともに台湾総督府文書の研究も終了するはずであった。しかし、七年間続けてきた台湾総督府文書の目録編纂事業をこのまま終了させるのではなく、さらに大事業へと発展させるべく、本研究所の目玉となる事業として改めて開始することとなった。そのため、当時の台湾省文献委員会（現国史館台湾文献館、以下、「台湾文献館」と表記する）

と学术交流協定を締結し、台湾総督府文書の簿冊を一年毎に纏めて目録を編纂するという作業を進めた。その結果、平成四（一九九二）年に、『台湾総督府文書目録』第一巻が発刊されたのである。本目録が出版されるまでには相当の年月を要したが、その理由は陳文添研究員が述べているが、このほかに収集方法が手書きによる筆写を中心とする作業であったことも大きな理由の一つであろう。

ここで、本研究所がどのような目録編纂を行ってきたのかを述べたい。台湾文献館が所蔵する台湾総督府文書は全部で一三—四六簿冊であり、一年間の行政文書は、大凡一三〇冊ほどの簿冊に纏められている。本研究所は、この簿冊一冊毎に付されている台湾総督府文書課（以下、「文書課」と表記する）が作成した原本目次を書き写し、それを基に第一次原稿を作成する。次に綴られている文書の原本から案件毎に文書内容を精査しながら綴られている文書の概要を「文書検索」という目的に従って必要な事項（人名・官職・住所等を含む）を抽出し、電子検索システムに対応できるような文書情報による件名目録案を作成（第二次原稿）する。さらに必要に応じて改めて原本に基づき修正を加える第三次原稿を作成するという、非常に手間のかかった作業を行ってきた。この作業の基本は、飽くまでも文書の原本を精読することにある。したがって、台湾総督府文書目録の編纂作業は膨大な時間と人員が必要になることから、目録刊行には相当の時間と経費がかかることはやむを得ない。

また、文書課が作成したその原本目次は、主管課によって起案の際につけられた件名に従って目次を作成しているが、綴られた文書には、その中に案件が二つある場合と、起案してから決裁に至るまでに新たに別の案件が派生する場合と、起案された時の件名が発展して別の件名に変化した案件もある。さらに、複数の案件であってもそのなかの一件のみが決裁されるまでに相当の時間を要したものもあることから、これらの場合には、その案件に関する文書の情報を加える必要があった。このように文書の内容を把握した上でわかりやすい案件名とすることが目録

にとって重要な点となる。

このように、時間を要しても利用者にとって使い勝手の良い目録を作成することが重要となるが、そのために、統治機構である台湾総督府の行政機関の官制や各地方行政機構の変遷、そして処務規程や細則に至るまでの規則等を把握して目録をつくらなければならない。なせならば、文書を作成した行政機関の組織を理解していないと、わかりやすい目録を作成することはできないからである。

次に、台湾総督府文書の特徴を述べると、台湾総督府文書には、統治機関である台湾総督府が行う一般行政行為に関する文書の殆ど全てが綴られているため、これらの文書をみると台湾総督府が何をどのように行おうとしたのか、何が行われていたのかを詳細に知ることができるという点である。それは、台湾に生活していた多くの人々に関する膨大な記録が綴られているだけに文書の利用者は広範囲になる。今までの文書、つまりそれまでの古文書といった史料の殆どは、侍や公家の文書といったように限られた人達の限られた世界でのものであり、近代文書でも「公文類聚」「公文雑纂」「外交文書」といった特定の文書類であった。それらは、文書の構造も種類もそれ程複雑なものはない。しかし、台湾総督府文書には日常の行政行為を記録した文書が多いことから、文書そのものが多様なもので構成されていることと、その多くが一般の住民や普通官吏・教員に関するものであることから、それらの文書にかかわる関係者も膨大な数に上ることが特徴となる。これらの多くの関係者が、恩給請求や土地の所有権といった現実的問題から、祖先がどこでどのように暮らしていたのかといった個人にかかわる歴史といったもので、利用者と関係するあらゆる情報を求めてこの文書を利用するといった多くの可能性を秘めているということになる。そのため、台湾総督府文書の特徴を考慮した上で目録を編纂するには、多様なニーズに対応できるように情報を記載しておく必要があるということになる。ここでいう目録編纂には、高度な知識、長期的見通し、広い視

野にたつて様々な可能性を想定することのできる柔軟さ、膨大な作業量をこなす忍耐強さ、完全なものを希求するという意欲を持つことが求められていよう。

文書情報の電子化

現在、台湾文献館において文書をデジタルデータで検索する場合に利用しているのが、各簿冊毎の目次データである。これは、台湾総督府が作成した原本目次をそのまま活字化したものであることから、文書の内容がすべて反映されているわけではない。このため、実際に台湾総督府文書のデジタルデータから文書を利用する際にデジタル化した目録データに基づいて調べたい事項を検索項目に入力し検索しても、その事項名や事項に関するキーワードが原本目次に組み込まれていなければ、必要な文書には辿り着かないということが生じる。利用者にとって求めている文書が存在したとしても、検索結果として、それが抽出されなければ、探している文書は存在しないものとなされ、利用者に提供されないということになる。つまり、使用できても利用できなければ目録本来の役目を果たすことができないことになってしまう。これは、デジタル化・電子化と言われる方式の基本的な考え方が理解できていないことに原因があろう。

これまでの紙媒体の「もの」の存在を前提とした原本目次という考え方とは、明かな違いがある。紙媒体に記されている原本化時代の目録情報をそのまま用いることは、検索されない文書が存在することを前提にしている、ということが共通理解となっている。電子化という時代における文書探索とは、原本化時代のような漠然とした曖昧で概観的で省略的な目録情報（件名）では対応できないことを理解しなければならぬ。しかし、検索されない文

書を残したままの研究では、本人は気づかないが完成された研究と言えないままで終わってしまう。現在のように文書のデジタル化が進むにつれ必要となるのは、検索できるかどうかということがまず問われる。検索できるかどうかというのは、正確且つ確実に検索できるか否かにある。文書の電子化とは、文書情報を電子化しただけであるばかりではなく、個々の文書をファイル化(分割化)するということを意味しているため、それは原本やマイクロフィルムのように前後を確認しながら文書を見ることはできないということを示している。つまり、史料全体が見えないため、何があつて何がないのかを正確に利用者に伝え、確実に必要なデータに辿り着くように設計し、その情報を入力しておくことが重要となる。確実に検索できるシステムを構築するためにも、まずは正確な目録を作成することであり、生きた文書にするために、その文書を活かす努力をすることが大切であろう。筆者はその努力を目録編纂事業だと考える。

台湾総督府文書目録検索データベース

台湾総督府文書が行政行為の記録であるなら、なおさら記録された文書情報を加えた目録をつくることが重要である。目録とは見たい文書にすばやく辿り着くことができる指標であり、整理する側にとって便利であるだけでなく、利用する側にとつては、より以上に便利なものでなければならぬ。平成二七(二〇一五)年三月中京大学社会科学研究所台湾史研究センターが作成している「台湾総督府文書目録検索データベース」の明治期が完成したのを機に、国史館台湾文献館が所蔵する文書画像のメタデータとのリンクに着手した。さらに、平成二八(二〇一六)年三月には、大正三(一九一四)年までのデータベースが完了し、順次、台湾文献館が提供する目録情報に追

加されている。そのため、以前よりも検索率が高くなっている。目録は、研究者や台湾総督府に関わった人々、台湾という土地に生きた人々にとっての道しるべとなるための指標でなければならない。

これまでの二七年間、台湾総督府文書と向き合ってきたおかげで、歴史研究者ならば、自らが目録を編む作業を行うことが最も重要であり、史資料に接する姿勢として必要なことだと実感し、目録編纂を行うことで、文書研究のみならず台湾統治史研究の基礎部分を知ることができた。将来への展望としては、未来の日本に、そして台湾に、活きた文書である「台湾総督府文書」を伝えるためにも、檜山先生が開始し、続けてきた『台湾総督府文書目録』の編纂事業を継続していくことである。